

奈良市公報

号外第 5号

平成 17年 3月 29日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 総務課長
印刷所 株式会社京阪工技社

目次

告 示

騒音規制法第 3 条第 1 項の規定による地域の指定 ... 1

騒音規制法第 4 条第 1 項の規定による規制基準の設定
..... 1

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第 1 号の規定により市長が指定する区域の指定
..... 2

騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令別表の備考の規定により市長が定める区域の指定 2

振動規制法第 3 条第 1 項の規定による地域の指定 ... 3

振動規制法第 4 条第 1 項の規定による規制基準の設定
..... 3

振動規制法施行規則別表第 1 付表第 1 号の規定により市長が指定する区域の指定 3

振動規制法施行規則別表第 2 の備考の 1 及び備考の 2 の規定により市長が定める区域及び時間の指定 4

悪臭防止法第 3 条の規定による規制地域の指定及び同法第 4 条の規定による規制基準の設定 4

1 規制基準

時間の区分 区域の区分	昼 間 (午前 8 時から 午後 6 時まで)	朝 ・ 夕 (午前 6 時から 午前 8 時まで、 午後 6 時から 午後 10 時まで)	夜 間 (午後 10 時から 翌日午前 6 時 まで)
第一種区域 第一種低層住居専用地域、 第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、風致地区（第三種区域に該当する区域を除く。）及び歴史的風土保存区域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第二種区域 第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域（これらの地域のうち第一種区域に該当する区域を除く。）並び	60デシベル	50デシベル	45デシベル

告 示

奈良市告示第 170号

騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 3 条第 1 項の規定により、市内全域を特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域に指定し、平成 17 年 4 月 1 日から適用しますので、同条第 3 項の規定により公示します。

平成 17 年 3 月 29 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛
(平成 17 年 3 月 29 日 掲 示 済)

奈良市告示第 171号

騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 4 条第 1 項の規定により、特定工場等において発生する騒音について規制する地域における規制基準を次のとおり定め、平成 17 年 4 月 1 日から適用しますので、同条第 3 項において準用する同法第 3 条第 3 項の規定により公示します。

平成 17 年 3 月 29 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

にその他の区域			
第三種区域 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
第四種区域 工業地域	70デシベル	65デシベル	55デシベル

備考

- (1) 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び風致地区とは、都市計画法（昭和 44年法律第 100号）第 2 章の規定による都市計画において定められている地域又は地区をいう。
- (2) 歴史的風土保存区域とは、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和 44年法律第 1 号）第 4 条の規定により指定された区域をいう。
- (3) その他の区域とは、(1)及び(2)に規定する地域、地区及び区域以外の区域をいう。

2 次に掲げる施設（1 に規定する第一種区域内に所在するものを除く。）の敷地の周囲おおむね 50メートルの区域内における規制基準は、1 の規制基準の値から 5 デシベルを減じた値とする。

- (1) 学校教育法（昭和 22年法律第 26号）第 1 条に規定する学校
- (2) 児童福祉法（昭和 22年法律第 164号）第 7 条に規定する保育所
- (3) 医療法（昭和 23年法律第 205号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
- (4) 図書館法（昭和 25年法律第 118号）第 2 条第 1 項に規定する図書館
- (5) 老人福祉法（昭和 38年法律第 133号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム

（平成 17年 3月 29日 揭示済）

奈良市告示第 172号

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和 43年厚生省・建設省告示第 1 号）の別表の第 1 号の規定により市長が指定する区域を次のとおり定め、平成 17年 4月 1日から適用します。

平成 17年 3月 29日

奈良市長 鍵田 忠兵衛

別表の第 1 号のイに該当する区域	平成 17年奈良市告示第 171号に規定する第一種区域
別表の第 1 号のロに該当する区域	平成 17年奈良市告示第 171号に規定する第二種区域
別表の第 1 号のハに該当する区域	平成 17年奈良市告示第 171号に規定する第三種区域
別表の第 1 号のニ	学校教育法（昭和 22年法律第 26

に該当する区域

号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22年法律第 164号）第 7 条に規定する保育所、医療法（昭和 23年法律第 205号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和 25年法律第 118号）第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和 38年法律第 133号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 80メートルの区域内

（平成 17年 3月 29日 揭示済）

奈良市告示第 173号

騒音規制法第 17条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成 12年総理府令第 15号）別表の備考の規定により市長が定める区域を次のとおり定め、平成 17年 4月 1日から適用します。

平成 17年 3月 29日

奈良市長 鍵田 忠兵衛

a 区域	平成 17年奈良市告示第 171号に規定する第一種区域
b 区域	平成 17年奈良市告示第 171号に規定する第二種区域
c 区域	平成 17年奈良市告示第 171号に規定する第三種区域及び第四種区域

（平成 17年 3月 29日 揭示済）

奈良市告示第 17号

振動規制法（昭和 51年法律第 64号）第 3 条第 1 項の規定により、市内全域を振動について規制する地域に指定し、平成 17年 4月 1 日から適用しますので、同条第 3 項の規定により公示します。

平成 17年 3月 29日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛
(平成 17年 3月 29日 揭示済)

奈良市告示第 175号

振動規制法（昭和 51年法律第 64号）第 4 条第 1 項の規定により、振動について規制する地域における特定工場等において発生する振動の規制基準を次のとおり定め、平成 17年 4月 1 日から適用しますので、同条第 3 項において準用する同法第 3 条第 3 項の規定により公示します。

平成 17年 3月 29日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 規制基準

時間の区分 区域の区分	昼 間	夜 間
	〔午前 8 時から 午後 7 時まで〕	〔午後 7 時から 翌日午前 8 時 まで〕
第一種区域 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及びその他の地域	60デシベル	55デシベル
第二種区域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域	65デシベル	60デシベル
備考 (1) 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法（昭和 47年法律第 100号）第 2 章の規定による都市計画において定められている地域をいう。 (2) その他の地域とは、(1)に規定する地域以外の地域をいう。		

2 次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね 50メートルの区域内における規制基準は、1の規制基準の値から 5デシベルを減じた値とする。

- (1) 学校教育法（昭和 22年法律第 26号）第 1 条に規定する学校
- (2) 児童福祉法（昭和 22年法律第 164号）第 7 条に規定する保育所
- (3) 医療法（昭和 23年法律第 205号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
- (4) 図書館法（昭和 25年法律第 118号）第 2 条第 1 項に規定する図書館
- (5) 老人福祉法（昭和 38年法律第 133号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム
(平成 17年 3月 29日 揭示済)

奈良市告示第 176号

振動規制法施行規則（昭和 51年総理府令第 58号）別表第 1 の付表第 1 号の規定により市長が指定する区域を次のとおり定め、平成 17年 4月 1 日から適用します。

平成 17年 3月 29日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

付表第 1 号のイに該当する区域	平成 17年奈良市告示第 175号に規定する第一種区域
付表第 1 号のロに該当する区域	
付表第 1 号のハに該当する区域	平成 17年奈良市告示第 175号に規定する第二種区域のうち近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
付表第 1 号のニに該当する区域	学校教育法（昭和 22年法律第 26号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22年法律第 164号）第 7 条に規定する保育所、医療法（昭和 23年法律第 205号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和 25年法律第 118号）第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福

社法（昭和 38年法律第 133号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 80メートルの区域内

（平成 17年 3月 29日 揭示済）

奈良市告示第 17号

振動規制法施行規則（昭和 51年総理府令第 58号）別表第 2 の備考の 1 及び備考の 2 の規定により市長が定める区域及び時間を次のとおり定め、平成 17年 4月 1 日から適用します。

平成 17年 3月 29日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 区域

第一種区域	平成 17年奈良市告示第 175号に規定する第一種区域
第二種区域	平成 17年奈良市告示第 175号に規定する第二種区域

1 法第 4 条第 1 項第 1 号の規制基準

特定悪臭物質の種類（単位）	規制地域の区分			
	一般地域	順 応 地 域	その他の地域	
アンモニア（ppm）	1	2	5	
メチルメルカプタン（ppm）	0.002	0.004	0.01	
硫化水素（ppm）	0.02	0.06	0.2	
硫化メチル（ppm）	0.01	0.05	0.2	
二硫化メチル（ppm）	0.009	0.03	0.1	
トリメチルアミン（ppm）	0.005	0.02	0.07	
アセトアルデヒド（ppm）	0.05	0.1	0.5	
プロピオンアルデヒド（ppm）	0.05	0.1	0.5	
ノルマルブチルアルデヒド（ppm）	0.009	0.03	0.08	
イソブチルアルデヒド（ppm）	0.02	0.07	0.2	
ノルマルバレリルアルデヒド（ppm）	0.009	0.02	0.05	
イソバレリルアルデヒド（ppm）	0.003	0.006	0.01	
イソブタノール（ppm）	0.9	4	20	
酢酸エチル（ppm）	3	7	20	
メチルイソブチルケトン（ppm）	1	3	6	
トルエン（ppm）	10	30	60	
スチレン（ppm）	0.4	0.8	2	
キシレン（ppm）	1	2	5	
プロピオン酸（ppm）	0.03	0.07	0.2	
ノルマル酪酸（ppm）	0.001	0.002	0.006	
ノルマル吉草酸（ppm）	0.0009	0.002	0.004	
イソ吉草酸（ppm）	0.001	0.004	0.01	

備考

(1) 一般地域とは、都市計画法（昭和 43年法律第 100号）第 2 章の規定により定められた第一種低層住居専用地

2 時間

昼 間	平成 17年奈良市告示第 175号に規定する昼間の時間
夜 間	平成 17年奈良市告示第 175号に規定する夜間の時間

（平成 17年 3月 29日 揭示済）

奈良市告示第 178号

悪臭防止法（昭和 46年法律第 91号。以下「法」という。）第 3 条の規定により、市内全域を工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出（漏出を含む。）を規制する地域（以下「規制地域」という。）に指定し、及び法第 4 条の規定により、規制地域における特定悪臭物質の種類ごとの規制基準（以下「規制基準」という。）を次のとおり定め、平成 17年 4月 1 日から適用しますので、法第 6 条の規定により公示します。

平成 17年 3月 29日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び風致地区並びに古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和 4年法律第 1号）第 4条第 1項の規定により指定された歴史的風土保存区域をいう。

(2) 順応地域とは、一般地域及びその他の地域以外の地域をいう。

(3) その他の地域とは、一般地域以外の地域で農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44年法律第 58号）第 6条第 1項の規定により指定された農業振興地域をいう。

2 法第 4条第 1項第 2号の規制基準

特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとに 1に掲げる規制基準の値を基礎として、悪臭防止法施行規則（昭和 47年総理府令第 39号）第 3条に規定する方法により算出して得た流量

3 法第 4条第 1項第 3号の規制基準

特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル及び二硫化メチルに限る。）の種類ごとに 1に掲げる規制基準の値を基礎として、悪臭防止法施行規則第 4条に規定する方法により算出して得た濃度。ただし、メチルメルカプタンに係る規制基準となる排水中の濃度は、この方法により算出した値が 1リットルにつき 0.002ミリグラム未満である場合については、1リットルにつき 0.002ミリグラムとする。

（平成 17年 3月 29日揭示済）